令和2年度 東京都帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業 (帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)

事業内容報告書の概要

令和2年度に実施した取組内容及び成果と課題

- 1 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)
 - (1)日本語指導教室の教員 5名 (富士見小学校、栄小学校、松林小学校、小作台小学校、武蔵野小学校)
 - (2)指導主事 1名
- 2 具体的な取組内容 ※取り組んだ実施事項(1) \sim (13) について、それぞれ記入すること。
- (2)拠点校の設置等による指導体制の構築

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により連絡会を見合わせ、指導主事による巡回訪問の対応とした。

(4) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

児童の進度・理解度に合わせた「特別の教育課程」に基づく、日本語指導の実施することで、きめ細やかな支援を図った。

(6)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

日本語皆導が必要な児童等に対し、学級での学習支援や学校生活での家庭への連絡など、学校と児童等、また、その家族をつなくできして、児童等の母語がわかる外国籍児童・生徒日本語指導員を派遣し、通訳・翻訳業務を実施した

(12)成果の普及

市公式ウェブサイトにおいて、取組の概要などを公表する。

- 3 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)~(13)について、それぞれ記入すること。
- (2)拠点校の設置等による指導体制の構築
- (4) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により連絡会を見合わせたが、日本語指導教室の教員は各校に1人しかいないため、情報共有は大切な機会である。こうしたことから、令和2年度に整備する1人1台端末を活用して、オンライン会議の推進に向けた準備を行い、令和3年度以降に活用を図っていく。

(6)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

日本語指導が必要な児童は、短期的に日本語学習できる児童もいれば、その進度には差があるため、一定期間継続して支援を実施していく必要がある。また、三者面談等の面接時に保護者との意見交換が難しい児童等に対する支援としても、継続して支援していく必要がある。

(12)成果の普及

継続した成果の普及に努める。

日本語指導が必要な児童生徒 のうち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒の割合	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
	47.7%	0%	%	%	%	%
うち、個別の指導計画の指導目	18.2%	0%	%	%	%	%

標が達成できた児童生徒の割合				
4 その他(今後の取組予定等)			

※枠は適宜広げること(複数ページになっても差し支えない。)。 成果物等があれば別途提出すること。